

中部地方整備局

「建設コンサルタント業務等における 入札・契約手続きに関するガイドライン」

～令和6年4月1日以降の発注に係る見直し～

令和6年3月

企画部 技術管理課



更新履歴

Ver	ページ	タイトル	更新内容
2	8	5. 低入札価格調査基準の改正による修正	低入札価格調査基準の改正による算入率・範囲の修正

1. 発注方式の選定区分の見直し

- ◆ 政府調達に関する協定の基準額が改正に伴う基準額の見直し（68百万円→81百万円）
- ◆ 「通常の指名競争」の対象を1千万円未満の業務に見直し（土木コン・地質調査・測量）

プロポーザル		総合評価		価格競争	
予定価格 (万円)		予定価格 (万円)		予定価格 (万円)	
※1 8,100	公募型 (WTO対象)	※1 8,100	一般競争 (WTO対象)	※1 8,100	※2
5,000	簡易公募型 (標準型)		一般競争	4,000	簡易公募型 指名競争 (標準型)
	簡易公募型 (拡大型)			1,000 ※5	簡易公募型 指名競争 (拡大型) ※3
					通常の 指名競争 ※4
	※4				通常の 指名競争 ※4
	業務内容が政府調達協定の対象となる業務	業務内容が政府調達協定の対象となる業務	業務内容が政府調達協定の対象となる業務	業務内容が政府調達協定の対象となる業務	業務内容が政府調達協定の対象となる業務
	業務内容が政府調達協定の対象外となる業務	業務内容が政府調達協定の対象外となる業務	業務内容が政府調達協定の対象外となる業務	業務内容が政府調達協定の対象外となる業務	業務内容が政府調達協定の対象外となる業務

※1 8,100万円は政府調達協定に基づく基準額（適用期間：令和6年4月1日から令和8年3月31日）

※2 価格競争で8,100万円を超える業務は、原則、総合評価で業務発注を行う。

※3 価格競争で4,000万円未満の業務は、地域コンサルタントの活用拡大を目的として『地域型』を試行する。

※4 指名競争、事務所管内又は県内に本店を有する企業のみで10社以上の候補者群が確保出来る場合にのみ適用出来る。

※5 ~~補償関係コンサルタント業務における通常の指名競争は、予定価格の上限を1,000万円とする。~~

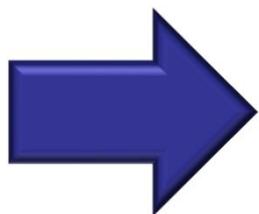
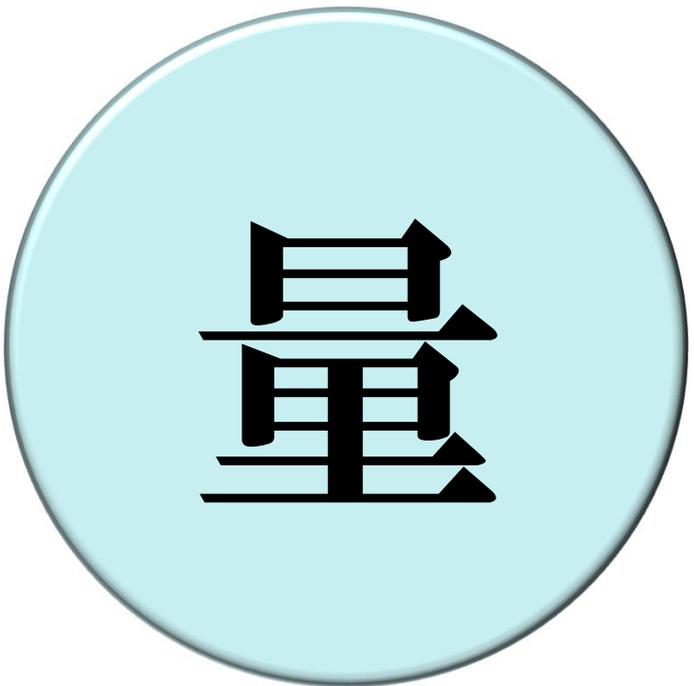
※（拡大型）は（標準型）を準用し入札契約手続きは同様。（工事契約管理システム【CCMS】登録のために区分）

※「通常の指名競争」は、今後も発注規模を段階的に縮小し「簡易公募型指名競争」に移行していく。（実施時期未定）

2. 技術提案書(品質管理・評価テーマ)の補足

- ◆ 発注者側は、求める提案をより具体的に記載するよう対応
- ◆ 参加者側には、提案は1つのみで良いとした。

ガイドライン改訂前



令和5年度
ガイドライン改訂



提案数の多さが評価に影響

⇒多くの提案が必要
広範囲に着目した提案が必要
提案の記載量が増加

提案の効果・根拠を評価

⇒提案は1つのみ
効果や根拠を重要視
提案の記載量を縮減

2. 技術提案書(品質管理・評価テーマ)の補足

(様式-10)

技術提案書〔実施方針（品質確保）〕

1) 提案の概要

2) 提案の詳細

①提案に関する着目点

②提案に関する詳細な内容

③提案内容を実施したことによる効果

- 総合評価（簡易型1：1）で求める、実施方針（品質確保）の「様式-10」を参考添付
- 評価テーマを求める総合評価（標準型1：1）、プロポーザルの場合は、「様式-12」となるが、考え方は同様

- ◆ 「提案の概要」を見ただけで、どのような提案なのか発注者に理解させるため、『どのような効果を期待し、どのような対策を行うのか』を、出来るだけ簡潔な文章で記述する。
- ◆ 複合的な対策により、効果を発揮する又は高める提案は、複数の対策であっても1つの提案として評価する。
- ◆ ただし、効果が異なる複数の対策が提案された場合は、記載された対策のうち、効果を同じとする1つの提案のみしか評価しない。



- ◆ 「提案の概要」で、提案が読み取れない場合は評価しない（→0点）
- ◆ 効果の裏付けのために、補足資料の添付は認めるものとし、補足資料は枚数の制限は設けない。
様式10の場合：様式（A4判片面1枚）
 + 補足資料（枚数制限無）
様式12の場合：様式（A4判片面2枚）
 + 補足資料（枚数制限無）
- ※ただし、様式に補足資料の参照先等を記載するとともに、必要最低限とすること。

3. 賃上げ表明に関する補足

- ◆ 契約時期により評価対象となる賃上げを行う対象期間が異なるため、契約時期に応じて、判断基準（賃上げ対象期間）が変わります。
- ◆ このため、賃上げ表明を申請する場合は、少なくとも以下①～④は必ず、確認のうえ申請されたい。

- ① 大企業の場合は「3.0%以上」、中小企業の場合は「1.5%」以上の賃上げを表明していること。
- ② 中小企業の場合（3.0%未満の賃上げ表明をしている者）は、表明とあわせて、「法人税申告書 別表1」が添付され、「法人区分」欄で中小企業であることが確認できること。
※添付がない場合は、中小企業であることが確認できないため評価しない。
- ③ 入札説明書に記載する賃上げ対象期間での表明となっていること。
※暦年で表明・・・契約締結する年（年度ではない）の表明であること。
※事業年度で表明・・・事業年度の開始月が契約年度の4月～3月の範囲であること。
- ④ 従業員代表、給与又は経理担当者の押印が確認できること。
※ただし、従業員との合意は、入札説明書の様式で行う必要はないため、別様式で従業員と合意がなされ、別様式において押印が確認できれば、申請様式に押印がなくても良い。
※複写の影響で、押印が確認できないケースもあったので注意

4. その他

- ◆ 業務実績、業務表彰等の対象期間は現状どおりで変更無
※次回更新は令和6年8月1日の予定。(年1回)

- ◆ 受注時のテクリス登録にあたっての注意

① テクリス登録の際は、「業種区分」と「主な業務の内容」の関係が以下となるよう間違いなく設定すること。

業種区分	テクリスの「主な業務の内容」
土木関係建設コンサルタント業務	調査設計業務 又は 発注者支援業務等 又は その他
測量業務	測量業務
地質調査業務	地質調査業務
◆ 補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント業務

② 技術者の「役割」については、「管理（主任）技術者」、
「照査技術者」、「担当技術者」でのみ登録すること。

- ※ 上記は土木コン・地質調査・測量が対象。
- ※ 仕様書で定める人数のみ登録すること。
- ※ それ以外の役割で登録された実績は、評価対象外となるので注意。

5. 低入札価格調査基準の改正による修正

- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う測量業務、地質調査業務、設計業務、補償コンサルタント(補償コン)業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.48から0.50(補償コン業務は0.45から0.50)へ引き上げ
- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う設計業務、補償コン業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から81%へ引き上げ

	現行	改定
測量	設定範囲：60%～82%	設定範囲：60%～82%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> 直接測量費 ×1.00 測量調査費 ×1.00 諸経費 ×0.50
地質	設定範囲：2/3～85%	設定範囲：2/3～85%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> 直接調査費 ×1.00 間接調査費 ×0.90 解析等調査業務費 ×0.80 諸経費 ×0.50
設計	設定範囲：60%～80%	設定範囲：60%～ 81%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.48 	<ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.50
補償コン	設定範囲：60%～80%	設定範囲：60%～ 81%
	<ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.45 	<ul style="list-style-type: none"> 直接人件費 ×1.00 直接経費 ×1.00 その他原価 ×0.90 一般管理費等 ×0.50